

AOS Japan 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称を「Art of Oral Science Japan」とする。
以下、AOS Japan とする。

(事務局)

第2条 AOS Japan は、事務局を神奈川県綾瀬市吉岡 2366-1 柴垣歯科医院に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 AOS Japan はサイエンスを背景としたインプラント歯科医を通し、患者様に貢献し、さらに社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 学術集会、講演会および研修会等の開催
- (2) 他団体との交流と親睦及び研修会
- (3) 会員の研究発表ならびに論文へのサポート
- (4) その他の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 会員はすべて正会員とし、AOS Japan の理念に賛同することを条件とする。

(入会)

第6条 役員1人の推薦により、役員会で承認を得て会員とする。

(会費)

第7条 職種により以下の金額とする

別紙 AOS Japan 会費一覧表参照

また、既納の会費については、いかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

- (1) 会員はやむを得ない事情により退会を希望する場合は、事務局に連絡し、役員会の承認を得る
- (2) 会員が1年以上会費を納入しない場合は、退会とみなす

第4章 役員

(役員)

第8条 AOS Japanには以下の役員を置く。ただし理事の人数には制限を定め
ないこととし、理事会の決議によって増減を認めるものとする。

1. 最高顧問 1名
2. 会長 1名
3. 副会長 1名
4. 専務理事 1名
5. 理事（会計） 1名
6. 理事（学術） 1名
7. 理事（庶務） 1名
8. 理事（広報） 1名
9. 理事（技工士統括） 1名
10. 理事（歯科衛生士統括） 1名
11. 監査 2名以上
12. 顧問 1名

(役員を選任)

第9条 最高顧問、会長および理事は総会で選任される。

(会長の選出方法)

第10条 現会長の任期満了以前に立候補を公募したのち理事会において会長
を選出し総会において了承を得るものとする。立候補なき場合は現会
長、最高顧問、顧問の協議によって会長を選定し理事会および総会に
おいて了承を得ることとする。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とするが、再任は妨げない

(役員報酬)

第12条 無給とする

(解任)

第13条 役員が次の各号の一に該当したときは、理事現在数及び会員現在数の
4分の3以上の議決により会長がこれを解任する。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき
- (2) 職務上または社会通念上、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

第5章 会計

(会計の構成)

第14条 資産は次のとおりとする

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

(会計管理)

第15条 会計管理は、事務局が行い、年に一度会計・監査報告を行うものとする。

第16条 (会計年度)

会計年度は1月から始まり翌年の12月末で閉めるものとする。

第6章 会議

(総会)

第17条 総会は会員をもって組織し、毎年一回、年度始めの第1回会合時に行い、会長が召集する

会計・監査報告は、年度始めの第1回総会時に行う

(議長)

第18条 総会当日の司会者が担当する

(役員会)

第18条 会長ならびに役員召集により適時開催する。

AOS Japan 会則は以上です。

改定：

2011年1月30日 (総会にて)

2013年1月13日 (総会にて)

2015年2月8日 (総会にて)